

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

平成 30 年度、当県では高校生の 23%が私立で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成 22 年度から私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成 26 年度には制度の見直しによって年収 590 万円未満世帯の授業料の負担が一定に軽減された。そして、令和 2 年度には現在の制度対象世帯の授業料が無償化となる見直しが予定されている。

しかし、制度の対象は授業料のみに限定され、それ以外の入学金や施設整備費は保護者の負担として残されている。年収 250 万円未満の世帯に対し、県が独自で助成を実施しているものの、助成額が不十分な上に、その割合は平成 29 年度で私立高校生全体のわずか 11%程度に過ぎない。さらに、授業料が無償となる年収 250 万円から 590 万円未満の世帯では、入学金と施設整備費の助成がないため、年額で約 27 万円を負担しなければならない。公立高校の場合には入学金 5,650 円のみ負担であるため、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。本年実施した県内私立高校生に対するアンケートでは、「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が 7 割を占めている。国が就学支援金制度を拡充する今、県独自の学費軽減予算を維持・拡充することで公私間の学費格差是正へ大きく近づけられるため、子どもたちの心に負担をかけさせることなく学校で学べるよう、国の拡充と相まった県の制度の拡充が強く求められている。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費 2 分の 1 以内」に限定されてきたため、教育条件でも公立との格差が生じている。例えば、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校の約 8 割に対して私立高校は約 6 割であり、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っている現状である。教育は継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育が行われている。こうした学校独自の伝承を継承していき、教育条件の向上を図るためには、専任教員の増員などが不可欠であることから経常経費に対する助成のさらなる増額が求められる。

よって、新潟県においては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 学費の公私間格差是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常経費助成を増額すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 27 日

新潟県佐渡市議会議長 猪 股 文 彦